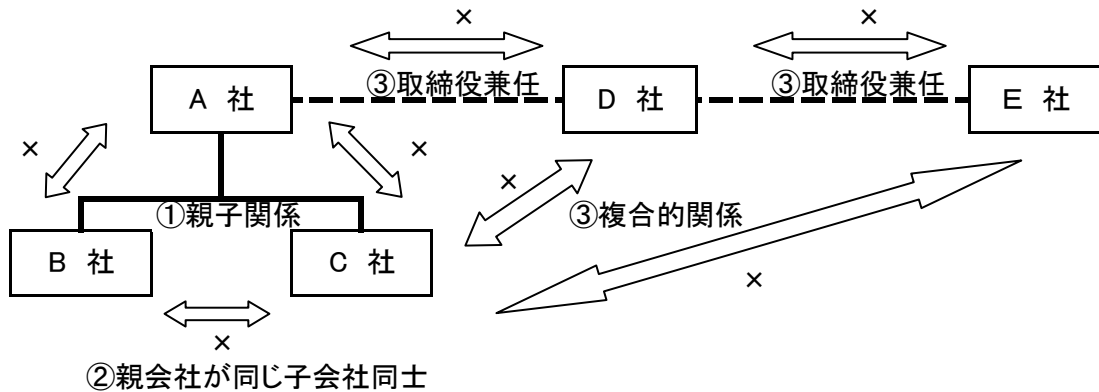


## (参考)系列会社の考え方

【同一入札への参加が制限される場合】◎A社、B社、C社、D社、及びE社は、系列会社と見なし、いずれか1社のみの入札参加となる。

※「資本的つながり」及び「役員の重複」により、ある会社が他の会社の営業上の意志を左右できる状況にあるため。



————— 資本関係のつながりあり      - - - - - 役員等の兼任あり

**基準**  
 長崎県の入札参加資格を有する者の範囲で次の関係を有する場合。  
 ①親会社と子会社の関係  
 ②親会社を同じくする子会社同士  
 ③役員等の兼任等  
 ①～③を含めた複合的關係  
 ※一者を除いて辞退すれば残る一者は参加可能

↔  
x 同一入札への参加が制限される関係

### ○資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合には、同一入札に参加することはできません。

- ①親会社と子会社の関係にある場合
- ②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

### ○人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合には、同一入札に参加することはできません。

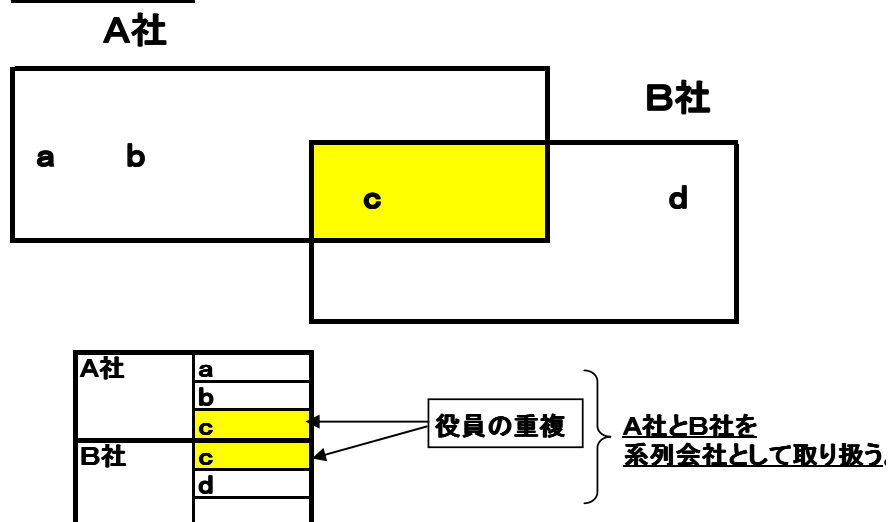
- ①一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。  
※「監査役」、「執行役員」は、役員に該当いたしませんので、ご留意下さい。

### ○複合的關係

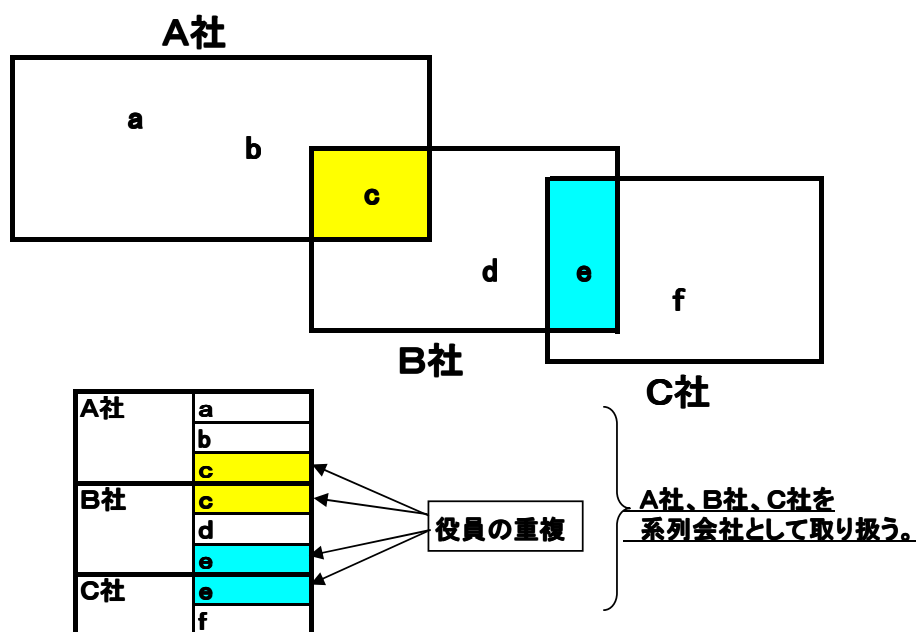
上記の資本関係、人的関係が複合した関係も同一入札に参加することはできません。  
 (※例えば、上記関係図でのA社とE社、B社とD社、C社とD社、B社とE社、及びC社とE社の関係)

## (役員重複のケース)

ケース① (A社の役員cがB社の役員も兼任している場合)



ケース② (A社とB社で役員兼任、B社とC社で役員兼任している場合)



### ○役員 の定義

- |        |   |
|--------|---|
| ①代表取締役 | : 会社の代表権を有する取締役                           |
| ②取締役   | : 社外取締役を含む。                               |
| ③管財人   | : 会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された者。 |

※申請者における役職及び兼任先における役職の両方が上記に該当する場合のみ制限の対象となります。制限の対象となる役員のみ、「系列会社に関する届出書」に記入して下さい。

※「取締役」には、社外取締役も含まれます。

※「監査役」、「執行役員」などは、今回、役員に該当しないこととしたため、記入しないこと。

## (資本的つながりのケース)

【本様式に記入する事項の定義】

○親会社、子会社の定義

商法第211条の2第1項及び第3項に規定する親会社・子会社を言います。

本様式に記入する子会社は、建設業許可を有する建設業者に限ります。

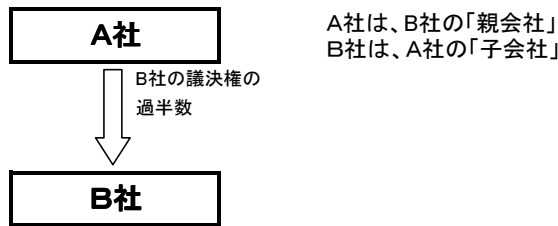
・商法第211条の2第1項に規定する親会社・子会社

第211条の2

他の株式会社の総株主の議決権の過半数又は他の有限会社の総社員の議決権の過半数を有する会社(以下 親会社と称す)の株式は左の場合を除くの外其の株式会社又は有限会社(以下 子会社と称す)之を取得することを得ず。

1. 株式交換、株式移転、会社の分割、合併又は他の会社の営業全部の譲受に因るとき。
2. 会社の権利の実行に当たり其の目的を達するため必要なとき。

### ケース③ (A、Bがいずれも建設業者の場合。)



(「系列会社に関する届け出書」記入する対象会社)

- ・A社が申請する場合、親会社の欄には何も記入せず、子会社欄にはB社を記入します。
- ・B社が申請する場合、親会社の欄にはA社を記入し、子会社欄には何も記入しません。

※上記を表にまとめるとね次のようになります。

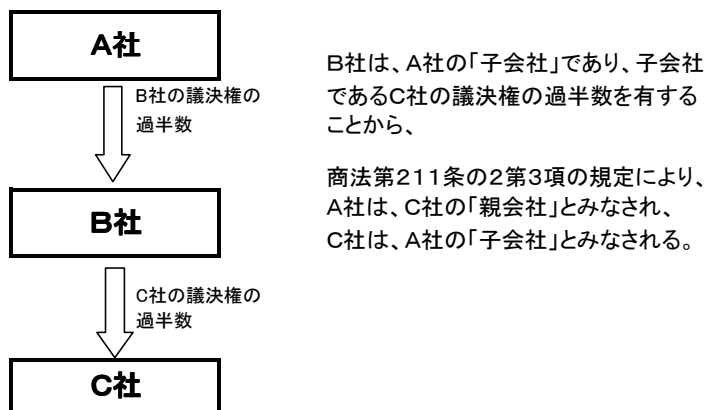
申請者	親会社欄	子会社欄
A社	—	B社
B社	A社	—

商法第211条の2第3項に規定する親会社・子会社

第211条の2 第3項

他の株式会社の総株主の議決権の過半数を親会社及び子会社又は子会社が有するときは本法の適用に付ては其の株式会社も亦其の親会社の子会社と看做す。他の有限会社の総社員の議決権の過半数を親会社及び子会社又は子会社が有する時とき亦同じ

### ケース④ (A社、B社、C社がいずれも建設業者の場合。)

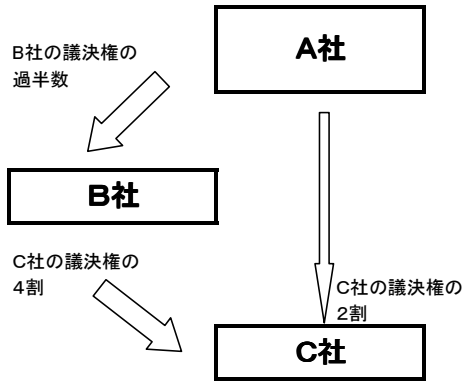


(「系列会社に関する届け出書」記入する対象会社)

※上記を表にまとめるとね次のようになります。

申請者	親会社欄	子会社欄
A社	—	B社、C社
B社	A社	C社
C社	A社、B社	—

**ケース⑤ (A社、B社、C社がいずれも建設業者の場合。)**



B社は、A社の「子会社」であり、親会社であるA社及び子会社であるB社が、C社の議決権の過半数を有することから、

商法第211条の2第3項の規定により、A社は、C社の「親会社」とみなされ、C社は、A社の「子会社」とみなされる。

(「系列会社に関する届け出書」記入する対象会社)  
 ※上記を表にまとめると、次のようになります。

申請者	親会社欄	子会社欄
A社	—	B社、C社
B社	A社	—
C社	A社	—

※上記ケースⅡ、Ⅲ以外に商法第211条の2第3項の親会社、子会社があれば、記入して下さい。  
 また、親会社が3社以上ある場合には、関係が近いもの(第1項の親会社を優先)とから2社を記入して下さい。記入できない場合でもね同一入札への参加はできませんので注意して下さい。